
令和 3 年 6 月

砺波市議会定例会議案

令和 3 年 6 月 7 日

砺波市議会 6 月定例会

令和3年6月砺波市議会定例会議案目次

1	議案第38号	令和3年度砺波市一般会計補正予算（第2号）	1
2	議案第39号	砺波市国民健康保険税条例の一部改正について	6
3	議案第40号	砺波市手数料条例の一部改正について	8
4	議案第41号	砺波市個人情報保護条例の一部改正について	9
5	議案第42号	砺波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく促進区域内の固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について	10
6	議案第43号	砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について	11
7	議案第44号	財産の取得について	12
8	議案第45号	富山県市町村総合事務組合規約の変更について	13
9	報告第5号	歳出予算の繰越しについて	14
10	報告第6号	歳出予算の繰越しについて	17
11	報告第7号	支出予算の繰越しについて	19

議案第 38 号

令和 3 年度砺波市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 3 年度砺波市一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 6 9, 5 9 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 5 6 5, 6 8 2 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		2,052,471	80,524	2,132,995
	2 国庫補助金	577,260	80,524	657,784
19 繰越金		122,429	44,074	166,503
	1 繰越金	122,429	44,074	166,503
21 市債		2,149,702	45,000	2,194,702
	1 市債	2,149,702	45,000	2,194,702
補正されなかった款項に係る額		18,071,482	—	18,071,482
歳入合計		22,396,084	169,598	22,565,682

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,253,852	5,627	2,259,479
	1 総務管理費	1,633,452	5,627	1,639,079
3 民生費		6,501,150	26,207	6,527,357
	1 社会福祉費	2,489,521	2,100	2,491,621
	2 児童福祉費	3,849,463	24,107	3,873,570
8 土木費		2,019,280	127,700	2,146,980
	4 都市計画費	950,590	100,100	1,050,690
	5 住宅費	146,821	27,600	174,421
10 教育費		1,947,451	10,064	1,957,515
	2 小学校費	386,603	8,564	395,167
	5 社会教育費	522,827	1,500	524,327
補正されなかった款項に係る額		9,674,351	—	9,674,351
歳 出 合 計		22,396,084	169,598	22,565,682

第2表 債務負担行為補正

(追加)

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
デマンドタクシー運行管理業務委託（小牧・湯山・落シ・名ヶ原）	令和4年度から 令和5年度まで	3,600

第3表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度額			起債の方法	利率	償還の方法
	補正前の額	補正額	計			
都市公園整備事業債	0	45,000	45,000	補正前に変わらず(普通貸借又は証券発行)	補正前に変わらず(5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率))	補正前に変わらず(借入れの年から据置期間を含め30年以内に半年賦若しくは年賦又は元利均等若しくは元金均等で償還する。ただし、市財政の都合により繰上げ償還し、償還期限を短縮し、又は低利債に借り換えることができるものとする。 なお、借入先の融通条件があるときは、これに従うことができる。)
補正されなかった地方債	2,149,702	—	2,149,702			
計	2,149,702	45,000	2,194,702			

議案第 39 号

砺波市国民健康保険税条例の一部改正について

砺波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

砺波市国民健康保険税条例（平成 16 年砺波市条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 号中「330,000 円」を「430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 550,000 円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 600,000 円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 1,100,000 円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「330,000 円」を「430,000 円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、430,000 円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 100,000 円を乗じて得た金額を加算した金額）」に改める。

附則第 10 項中「所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）」を「所得税法」に改め、「同項中「法第 703 条の 5 に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「とする。）」を「とする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000 円」とあるのは「1,250,000 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の砺波市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 40 号

砺波市手数料条例の一部改正について

砺波市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市手数料条例の一部を改正する条例

砺波市手数料条例（平成 16 年砺波市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

別表中第 26 号を削り、第 27 号を第 26 号とし、第 28 号から第 34 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 4 1 号

砺波市個人情報保護条例の一部改正について

砺波市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市個人情報保護条例の一部を改正する条例

砺波市個人情報保護条例（平成 1 7 年砺波市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 3 条の 2 中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。

議案第 4 2 号

砺波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく促進区域内の固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

砺波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく促進区域内の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく促進区域内の固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

砺波市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に基づく促進区域内の固定資産税の課税免除に関する条例（平成 2 0 年砺波市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「令和 4 年 9 月 2 8 日」を「令和 5 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 3 号

砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部改正について

砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

砺波市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除又は不均一課税に関する条例（平成 2 7 年砺波市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「第 1 0 条第 7 項第 6 号」を「第 1 0 条第 8 項第 6 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 4 号

財産の取得について

学校給食センター運営事業として、次のとおり財産を取得する。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得する財産 | 真空冷却機 1 台 |
| 2 取得価額 | 金 2 2, 2 2 0, 0 0 0 円 |
| 3 契約の相手方 | 高岡市丸の内 4 番 2 4 号
タニコー株式会社 高岡営業所
所長 杉山 孝弘 |

議案第 4 5 号

富山県市町村総合事務組合格約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条の規定により、富山県市町村総合事務組合格約を次のように変更することについて、議会の議決を求める。

令和 3 年 6 月 7 日 提 出

砺波市長 夏 野 修

富山県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約

富山県市町村総合事務組合格約（昭和 3 7 年 1 2 月 1 日富山県指令地第 1 8 2 8 号）の一部を次のように変更する。

第 3 条第 1 0 号を削る。

別表第 2 中第 3 条第 1 0 号に関する事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

報告第5号

歳出予算の繰越しについて

令和2年度砺波市一般会計予算に係る繰越明許費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月7日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和2年度砺波市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	左の財源内訳					一般財源	
				既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	収入 県支出金	財源			その他 財源
							特 定 方 債 の 他	地 方 債 の 他		
2 総務費	1 総務管理費	財政管理費	2,365,000						2,365,000	
		庁舎維持管理費	1,815,000						1,815,000	
		企画費	10,736,000	9,850,912					885,088	
3 民生費	3 戸籍住民台帳費	地域情報化推進事業費	240,166,000	204,013,042					36,152,958	
		防災対策費	3,141,600	3,141,600						
		戸籍等事務費	6,424,000	6,424,000						
		社会福祉会館管理運営費	1,760,000	1,720,790					39,210	
		国民年金事務費	1,645,600	1,645,600						
4 衛生費	2 児童福祉費	福祉センター管理運営費	588,500	588,500					35,300	
		保育施設整備事業費	178,394,000	59,619,735		75,200,000			43,574,265	
		認定こども園費	1,938,000	1,783,146					154,854	
		感染症予防対策費	106,055,302	106,005,302	50,000					
6 農林水産業費	3 農業土木費	新型コロナウイルス予防接種事業費	221,859,000	221,859,000						
		がん予防検診事業費	1,968,175	1,968,175						
		森林経営管理費	5,995,000						5,995,000	
7 商工費	1 商工費	かんがい排水事業補助費	18,222,800		2,065,800				2,557,000	
		土地改良総合整備事業補助費	36,289,000						5,089,000	
		中山間地域総合整備事業費	1,300,000			1,100,000			200,000	
		国営附帯農地防災事業費	141,766,240			138,700,000			3,066,240	
		商工振興費	3,250,000	1,152,250					2,097,750	
8 土木費	2 道路橋りょう費	企業誘致対策費	10,945,000						10,945,000	
		地域経済回復事業費	180,945,845	157,185,800					23,760,045	
		金融対策費	24,810,000	19,198,252					5,611,748	
		観光産業回復事業費	5,274,000	4,848,258					425,742	
		道路橋りょう維持修繕費	125,816,791	69,199,236		46,900,000			9,717,555	
4 都市計画費	4 都市計画費	市道改良事業費	33,021,301	12,822,904					10,898,397	
		除雪対策費	59,947,000			13,500,000			46,447,000	
		出町東部第3土地区画整理事業費	35,608,000			4,800,000			30,808,000	
		砺波チユーリップ公園再整備事業費	287,331,560	143,665,780		138,800,000		4,865,780		

款	項	事業名	金額	左の財源内訳							
				既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	県支出金	特 出 金 地	定 方 債 の	財 源 の 他	一 般 財 源	
											40,300,000
9	消 防 費	消防施設管理費	41,640,000					40,300,000			1,340,000
10	教 育 費	小 学 校 費	8,000,000		8,000,000						
		小 学 校 保 健 管 理 費	13,208,000		10,422,991		2,400,000				385,009
3	中 学 校 費	中 学 校 施 設 管 理 費	20,507,190		18,811,093						1,696,097
		中 学 校 管 理 運 営 費	4,400,000		3,891,400						508,600
		中 学 校 保 健 管 理 費	13,995,000		6,314,637		7,000,000				680,363
5	社 会 教 育 費	生涯学習施設運営費	156,000		149,052						6,948
6	保 健 体 育 費	体 育 施 設 費	5,059,000		3,992,513						1,066,487
		給食センター管理費	62,566,000		29,454,119						33,111,881
合 計			1,918,909,904	50,000	1,107,692,787	2,065,800	522,800,000			286,301,317	

令和3年6月7日 提出

砺波市長 夏野 修

報告第6号

歳出予算の繰越しについて

令和2年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算に係る繰越明許費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和3年6月7日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和2年度砺波市国民健康保険事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	左の財源内訳								
				既収入 特定財源	未収入 国庫支出金	県 支出金	入		財源			
							特 出金	地 方	債 の	所 の	他 源	一 般 財 源
1	総務管理費	保健事業一般管理費	円 1,240,800	円			円 1,240,800	円				円
		合計	円 1,240,800				円 1,240,800					

令和3年6月7日 提出

砺波市長 夏野 修

報告第7号

支出予算の繰越しについて

令和2年度砺波市病院事業会計予算に係る建設改良費について、別紙計算書のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和3年6月7日 提 出

砺波市長 夏 野 修

令和2年度砺波市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額
(建設改良費の繰越額)

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越たな卸資産の購入限度額	説明
						新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業交付金	企業債			
1	資本的支出									
	1	建設改良費	581,751,000	538,400,641	18,399,000	1,485,000	16,914,000	24,951,359	0	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う急激な需要増加により、輸入部品の調達及び製作の遅れが生じ、契約納入期日の延期が避けられないものとなった。

令和3年6月7日 提出

砺波市長 夏野 修

